



平成 25 年 10 月 21 日

各 位

会社名 株式会社ハピネス・アンド・ディ
(JASDAQ・コード3174)
代表者名 代表取締役社長 田 泰夫
問合せ先 取締役経営企画室長 追川正義
電話番号 03-3562-7525

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 11 月 28 日開催予定の平成 25 年 8 月期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 本店の所在地の変更

当社本店の所在地である千葉県香取市に所在する小見川店を譲渡したことに伴い、現在、実質的な本社機能が存在する東京都中央区に、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を変更するものであります。

(2) 取締役の任期変更

取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 21 条に定める取締役の任期を 2 年から 1 年に変更し、これにともない任期調整の規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を千葉県香取市に置く。 第 4 条～第 20 条 (条文省略)	(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。 第 4 条～第 20 条 (現行どおり)
(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 第 22 条～第 42 条 (条文省略)	(任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>(削除)</u> 第 22 条～第 42 条 (現行どおり)

3. 日 程

取締役会決議	平成 25 年 10 月 21 日
定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 11 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 25 年 11 月 28 日

以 上